

平成 15 年度税制改正大綱 (抄)

平成14年12月13日
自由民主党
公明党
保守党

十 消費税

消費税に対する信頼性、制度の透明性を向上させる観点から、次の措置を講ずる。

1 中小事業者に対する特例措置

(1) 事業者免税点制度の適用上限を 1,000 万円 (現行 3,000 万円) に引き下げる。

(2) 簡易課税制度の適用上限を 5,000 万円 (現行 2 億円) に引き下げる。

(注) 上記の改正は、平成 16 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間から適用する。

2 直前の課税期間の年税額が 4,800 万円 (地方消費税込 6,000 万円) を超える事業者は、中間申告納付 (原則として、前年確定税額の 12 分の 1) を毎月 (現行 3 月ごと) 行わなければならないこととする。なお、この改正に併せて、新たに 1 月ごとの課税期間の特例 (現行 3 月ごと) を設けることとする。

(注) 上記の改正は、平成 16 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間から適用する。

3 消費税法において、事業者がその相手方である消費者に対して商品の販売、役務の提供等の取引を行うに際し、その取引価格を表示する場合には、その商品や役務に係る消費税等の額を含めた総額を明らかにすることを義務付けることとし、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。